

登録代行依頼時の注意事項①（県外新規登録）

下記に該当する都道府県の新規登録（中古車・新車）では、別途書類が必要になる場合がありますのでご注意ください。

◎ 中古車新規登録

予備検査証、もしくは適合証添付時の登録識別情報等通知書（または一時抹消登録証明書）の所有者欄が会員店でない場合、旧所有者から会員店へ譲渡する形式を取ってからの登録となります。

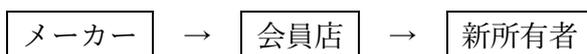


法人の会員店 … 法人の○印を押印した譲渡書を添付してください。

個人経営の会員店 … 代表者印を押印した譲渡書と古物手帳のコピーを添付してください。

◎ 新車新規登録

メーカーから会員店へ譲渡する形式を取ってからの登録となります。



譲渡情報が電子データの場合、メーカーからの譲渡先は会員店までとし、中古車新規登録と同様に、紙ベースの譲渡書を添付してください。

【該当する都道府県】

2021年8月現在

運輸局	都道府県
北海道運輸局	—
東北運輸局	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
北陸信越運輸局	長野・石川
関東運輸局	東京・神奈川・茨城・千葉・群馬・栃木・埼玉
中部運輸局	静岡
近畿運輸局	—
中国・四国運輸局	山口・香川・徳島・愛媛・高知
九州・沖縄運輸局	福岡（久留米のみ）・大分・熊本・鹿児島・沖縄

※いずれの場合もJU独自のルールとして会員店から新規登録をする形式上の処理のため、車検証に記載されることはありません。

※譲渡書は書損すると再発行が難しい書類です。行政書士が代書しますので、譲渡人印欄以外は未記入のまま、登録書類に添付してご依頼ください。

※予備検査を受けてから登録される場合は、会員店名義で受けていただくと、手続きがスムーズに行えます。（新しい所有者名義では受けないでください。）